徳島県環境アドバイザー派遣事業実施要綱

(目的)

137 138 この要綱は,事業者及び各種団体等(以下「団体等」という。)が開催する環境の保全・創造 に関する講演会,研修会及び観察会等(以下「講演会等」という。)に,徳島県環境アドバイザー(以 下「アドバイザー」という。)を派遣することにより,地域における自主的な環境保全・創造活動の 高揚及び環境に対する意識変革を図るためのアドバイザー派遣事業に関し必要な事項を定めるものと 第1条 する。

- (アドバイザー) 第2条 アドバイザーは、県内の学識経験者の中から知事が委嘱する。また、必要に応じ徳島県生活環 境部サステナブル社会推進課長は徳島県職員をアドバイザーに指定し、派遣することができるものと する。
- アドバイザーは、地域における講演会等を通じて、前条に定める目的の業務を行うことをその任務 とする。
- ー アドバイザーの任期は,原則として当該委嘱年度に限るものとする。ただし,再任を妨げない。 予算の範囲内において,アドバイザーに謝金及び旅費を支給する。ただし,徳島県職員には支給し ない。
- アドバイザーのうち、食品ロスに関することをテーマとして業務を行う者については、徳島県生活環境部サステナブル社会推進課長が徳島県食品ロス削減マイスターとして登録する。 5

(派遣の対象)

第3条 アドバイザーの派遣は,団体等が主催し,参加者が原則として概ね10人程度以上の講演会等 に行うものとする。ただし、政治・宗教・営利等の目的の講演会等には、派遣しないものとする。

(申請手続き)

- 第4条 アドバイザーの派遣を希望する講演会等の主催者は、徳島県環境アドバイザー派遣申請書(別紙様式1)(以下「申請書」という。)に必要事項を記入の上、講演会等の開催日の20日前までに、徳島環境サステナブルネットワーク事務局長(徳島県生活環境部サステナブル社会推進課長)(以下「事務局長」という。)に申請しなければならない。 2 事務局長は申請書の内容を審査し、その採否を講演会等の開催日の10日前までに申請者に通知す
- 2 事務向区 るものとする。 つきは 1[
- 申請は、1団体等につき原則として年間2回以内とする。

(実績報告)

第5条 主催者は, 徳島県環境アドバイザー派遣事業実績報告書(別紙様式2)により, 講演会等終了 後10日以内に事業実績を事務局長に報告するものとする。

(庶務)

本事業の庶務は,徳島環境サステナブルネットワーク事務局(徳島県生活環境部サステナブル 第6条 社会推進課内)が行う。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、アドバイザー派遣事業に関する必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年6月19日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。 附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は,令和6年4月1日から施行する。 附 則 この要綱は,令和6年7月18日から施行する。